

平成 29 年度 厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）

分担研究報告書

心理尺度を用いた介護の負担感と介護による幸福感の変化の分析について

研究分担者 小椋 正立 法政大学・経済学部・名誉教授

研究協力者 熊谷 成将 近畿大学・経済学部・教授

研究協力者 Bernard van den Berg

Professor of Health Economics, University of Groningen

研究協力者 橋本 英樹 東京大学大学院医学系研究科・教授

研究要旨

伝統的な三世代世帯の減少と核家族化により、高齢者の介護はまず配偶者に委ねられることが多くなり、配偶者を失った高齢者の場合は、家族介護は、実の息子や娘たちの手に移りつつある。とくに介護保険の導入後、親の介護は、かつての子供の片務的な義務から、相続を対価とした選択へと変化しつつあるように見える。こうした中で、家族介護者に占める、「嫁」の役割は急速に減少している。この論文は、私たちが開発した、日本語版の介護経験評価尺度(CRA-J2)と呼ばれる心理尺度を用いて、嫁、娘、息子という三つのグループについて、介護の質、介護の負担感、介護による幸福感の低下量を比較した。回帰分析によれば、介護の質や負担感については、三つのグループの間に差はないが、介護による幸福感の低下量については、嫁だけが大きい。また相続が期待できない介護者の場合は、介護による幸福感の低下量は、さらに大きい。ちなみにこの二つのバイアスの大きさは、「日常生活の支障・健康への悪影響」因子量に換算すると、それぞれ標準偏差の 0.75 倍、1.2 倍である。

A. 研究目的

伝統的な三世代世帯の減少と核家族化により、介護を必要とする高齢者はまず配偶者

に委ねられることが多くなり、配偶者を失った高齢者の家族介護は、実の息子や実の娘の手に移りつつある。とくに介護保険の導入後、

親の介護は、かつての子供の片務的な義務から、相続を対価とした選択へと変化しつつあるように見える。こうした中で、家族介護者に占める、「嫁」の役割は急速に減少している。この論文は、私たちが開発した介護経験評価尺度(CRA-J2)と呼ばれる多次元の心理尺度を用いて、嫁、娘、息子という三つのグループについて、介護の質、介護の負担感、介護による幸福感の低下の定量的な分析を行い、わが国の家族介護における構造変化の原因を探ったものである。

B. 研究方法

使用データ

2011年と2012年に分担研究者が実施した『家族介護の負担感に関するインターネット調査』から、65歳以上の親または義理の親を介護する、成人の息子、娘、および嫁のデータを抽出し、整合性がチェックできたものだけをプールして用いた。標本数は、1108件で、主な介護者は息子447件、娘471件、嫁190件である。要介護者は男201件、女907件である。コントロールに用いた情報は、要介護者の年齢、要介護度、日常生活動作の状況、介護時間、公的な介護サービスの利用状況、自ら提供している介護サービス、主な介護者の性別、年齢などのほか、次に述べる介護者に関する心理尺度である。

介護経験心理尺度

介護負担の分析には、介護経験評価尺度(CRA: 24項目)を日本語化して、さらに調整した、CRA-J2-18(小椋・バンデンバーグ(2016))を用いた。家族介護の負担感とは、要介護者の身体的な状況だけでなく、介護者の健康や精神状態、家庭の社会・経済的な条件と人間関係などの影響を受ける。このため英語版のCRAは24問、5因子(「日常生活の支障」「健康への影響」「家族の非協力」「経済問題」という4つの否定的な因子と「積極的な受け止め」という肯定的な因子)の枠組みとなっている。ただし、日本語版では、探索的因子分析の結果、「日常生活」と「健康」が一つの「生活・健康」因子に統合された4因子構造となっている。なお今回の分析に用いた18問の心理尺度は、比較の対象として選んだ「嫁」、「息子」、「娘」という三つのグループについて、わたくしたちの計量分析に必要な「測定単位の不変性」を備えていることを確認している。

負担感尺度と幸福尺度

介護の負担感に関する11段階のリッカート尺度と、幸福度に関する11段階のリッカート尺度を用いた。

C. 研究結果

介護の質

1日あたりの介護時間、身体的な介護サービスの数、社会生活支援サービスの数などの

指標を介護の質として、被説明変数に選び、CRAの4因子量、嫁と娘のダミー（ベースは息子）を説明変数として、回帰式を計測した。この結果、「受け止め」と「生活・健康」は介護の質に対するプラスの効果が、「非協力」にはマイナスの効果が、それぞれ認められた。「生活・健康」という否定的な因子が、介護の質にプラスの影響を与えているのは、いわゆるreverse causalityであろう。女性の介護が質を高める、ごく小さな効果は認められたが、嫁と娘の間には有意な差は認められなかった。したがって、家族介護において嫁の役割を低下させているのは質の問題ではない。

介護の負担感

介護の負担感を被説明変数、CRAの4因子量と、嫁と娘のダミー等を説明変数として、回帰式を推計した。その結果、負担感のほとんどは「生活・健康」因子の影響であるが、「積極的な受け止め」はそれを少し緩和する働きがあり、意外にも「非協力」にもごく弱い緩和効果がある。他方、「経済」の影響はない。嫁・娘・息子の間では有意な負担感の差はないことになる。上の介護の質の結果と併せると、「家族の非協力」因子は、過剰な介護負担から自分を守るための防御的な反応の可能性がある。

介護による幸福度の変化

オランダの研究者グループは、家族介護者には、現在の幸福度が、他人に介護を任せる場合の仮想的な幸福度よりも大きいケースが少なくないことから、介護そのものが介護者に効用をもたらすという過程効用仮説を提唱している。こうした効用をどれくらい感じるかは、息子、娘、嫁で違う可能性があるが、今回は、さらに相続の影響の大きさも検討した。推計した回帰式の被説明変数は介護による幸福度の変化量、説明変数は、負担感、CRAの4因子量、娘と嫁ダミー、借家ダミーである。

回帰分析によると、息子、娘、嫁の間に負担感の差はなかったにもかかわらず、介護による幸福感の低下量については、嫁だけが有意に大きい。息子と娘の間には有意な差はない。息子と嫁の間の幸福感の低下量の差は、「日常生活の支障・健康への悪影響」因子量に換算すると、標準偏差の0.75倍に相当する。例えば、平均的な(上位50%)「生活・健康」の因子量をもつ嫁の場合、介護による幸福度の低下量は、息子であれば、上位25%の「生活・健康」の因子量を持つ人の幸福度の低下量に匹敵する。この差はさほど大きくないようにも思えるが、介護の負担感が等しい二人の間の比較(バイアス)であることを考える必要がある。

わが国では、親の介護をする子供の多くは親と同居している。特に親名義の住宅で同居している場合は、介護をする子供がその住宅

を相続することが多い。もし介護の見返りとして不動産の相続が期待できるのであれば、それは介護による幸福度の低下量を軽減する効果を持って不思議ではない。反対に、借家において親を介護している子供の場合は、相続の可能性はほとんどない。実際に、今回の標本において、借家のサンプルは9%に過ぎないので、「借家」ダミーを無相続の代理変数として説明変数に追加した。

この結果、「借家」には、予想どおり、幸福度の低下を増幅する効果が認められた。その効果の大きさは、「生活・健康」因子量に換算すると、標準偏差の1.2倍に相当する。相続が期待できない、平均的な「生活・健康」因子量を持つ息子でも、その幸福度の低下量は、自宅で介護している息子であれば、上位2%の因子量を持つ者に相当するほど大きいものである。

D. 結論

なぜ嫁の介護が急速に減ってきたのかに関して、今回の分析で、CRAの因子量や負担感をコントロールしても、嫁が介護する時の効用の低下量は、息子が介護するのに比べて、有意に大きいことが確かめられた。負担感の主な成分である「生活の支障・健康への悪影響」因子量に換算して標準偏差の0.75倍という嫁のバイアスは驚くほど大きなものではないが、それでも夫婦のどちらが親の介護を担当するのが効率的か、という問いに

は明確な回答を与える。

さらに今回の分析により、親を介護する子供にとって、相続が大きなインセンティブとなり得ることも明らかになった。介護という負担感を伴うサービスを、子供が自発的に提供するのは、社会的にも望ましい。財産を相続させるにしても、介護をしない子よりも、する子に相続させるほうが社会的に望ましいという議論もあり得る。こうした議論に問題があるとすれば、相続が期待できない子供が親の介護をする場合との公平性が保たれていない点である。このままでは日本で親を介護するのは相続が期待できる子だけになりかねない。今回の無作為抽出標本においても、相続が期待できない介護者は10%未満である。相続税を財源として、介護に現金給付を行うことも考慮すべき時ではないか。

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表

なし

G. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし